

## ○岡山市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 重度障害者等に対する就労支援として、通勤支援や職場等における支援を実施することにより、重度障害者等の就労の機会を拡大し、障害者の社会参加の促進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第5項に規定する行動援護のいずれかについて、法第19条第1項に規定する支給決定を受けている者
- (2) 指定重度訪問介護事業者等 法第36条第1項の規定により、第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第5項に規定する行動援護のいずれかの障害福祉サービス事業者の指定を受けている者
- (3) 指定特定相談支援事業者 法第51条の20第1項の規定により、法第5条第18項の特定相談支援事業者の指定を受けている者
- (4) 支援計画書 重度障害者等の通勤及び職場等における支援に当たって、支援対象範囲を明確にするため、民間企業及び自営業者等が主体となり、指定特定相談支援事業者の支援を受けて作成する計画書
- (5) 支援計画書作成支援 重度障害者等と契約する指定特定相談支援事業者が、前号に定める支援計画書を作成する支援
- (6) 民間企業 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。
- (7) 自営業者等 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に基づき、税務署に個人事業の開業届出を行っている者又は法人の代表者等をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合において、第4条の支給決定を受けた重度障害者等（以下「支給決定障害者等」という。）に対し、通勤や職場等における支援を行う事業（以下「重度障害者等就労支援事業」という。）をいう。その支援の対象範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 民間企業に雇用される者に対する通勤支援・職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において、「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金（障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金）を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

(2) 自営業者等に対する通勤支援・職場等における支援の部分（時間）とし、前号の対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者に対する支援は除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

(1) 支給決定障害者等が施設に入所しているとき。

(2) 支給決定障害者等又はその家族による暴力行為等により、補助事業に支障を生ずるおそれがあるとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

(支給決定)

第4条 重度障害者等就労支援事業の支給を認める決定（以下「支給決定」という。）を受けようとする障害者は、岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、重度障害者等就労支援事業の支給を受けようとする障害者が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、支給決定を行い、別表1

に掲げる事項を記載した支給決定書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（以下「通知書」という。）及び地域生活支援受給者証（以下「受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 重度障害者等であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者。

ア 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の事業を実施する事業所の利用者を除く。）。ただし、1週間の所定の労働時間が10時間未満の場合であっても、当該年度末までに雇用する当該民間企業が1週間の所定の労働時間を10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書により明らかになっており、かつ、市長が必要と認める場合は、対象者としてすることができる。

イ 自営業者等（自営等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の者）であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めたもの。

3 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、市が実施する障害福祉サービスの援護を受けている者で、必要と認めるものについても支給決定を行うことができる。

（支給決定の変更）

第5条 支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、受給者証を添えて岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 前号のほか、申請書及び受給者証の記載事項に変更があったとき。

2 市長は、前項の届出があったときは、記載内容を変更した上で、当該受給者証を支給決定障害者等に交付するものとする。

（受給者証の返還）

第6条 支給決定障害者等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、速やかに岡山市地域生活支援事業受給者証返還届とともに市長に受給者証を返還しなければならない。

- (1) 重度障害者等就労支援事業を支給する必要がなくなったとき。
- (2) 第4条第2項に掲げる要件を欠いたとき（同条第3項の規定により認められるときを除く。）。

（支給決定の取消し）

第7条 市長は、支給決定障害者等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 重度障害者等就労支援事業を受ける必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により支給決定を受けたことが判明したとき。
- (4) 第5条第1項に規定する届出を怠ったことが判明したとき。
- (5) その他市長が支給を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消すときは、岡山市地域生活支援事業支給決定取消通知書により利用者に通知するものとする。

（補助事業者）

第8条 補助事業者は、第14条の規定により地域生活支援事業事業者として登録されているものでなければならない。

（補助対象経費）

第9条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金額の算定に当たって対象となる経費は、支給決定障害者等に対して当該支給決定の有効期間内に行う次に掲げる重度障害者等就労支援事業に要する費用に限る。

- (1) 人件費
- (2) 旅費に係る経費
- (3) 需用費に係る経費
- (4) 役務費に係る経費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) その他市長が必要と認めるもの

（補助金額）

第10条 補助金額は、別表2に定める支援提供時間に応じた障害福祉サービスのサービス費の単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に規

定する一単位の単価を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と補助対象経費を比較していずれか少ない方の額から、次条に定める利用者負担額を控除した額とする。

- 2 前項の支援提供時間は、支給決定障害者等1人につき週40時間を上限とする。ただし、2人の従業者による支援の支給決定を受ける場合は、この限りではない。
- 3 支援計画書作成支援費の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）別表1のイに規定するサービス利用支援費（I）の単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に規定する一単位の単価を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、利用者負担はなしとする。

（利用者負担額）

第11条 次のいずれかに該当する者 零

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
- （2）支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する配偶者が、重度障害者等就労支援事業に係る受給者証に記載された有効期間の開始月の属する年度（開始月が4月から6月までのものにあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者又は市町村民税を免除された者

2 前項に掲げる者以外の者 九千三百円

ただし、第10条に定める、別表2に定める支援提供時間に応じた障害福祉サービスのサービスの単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に100分の10を乗じた額が九千三百円を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。

（交付の申請）

第12条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、重度障害者等就労支援事業所ごとに、岡山市地域生活支援事業補助金交付申請書及び岡山市重度障害者等就労支援事業補助金請求明細書、岡山市重度障害者等就労支援事業実績記録票を市長に提出して行わなければならない。

- 2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎月10日までとする。
- 3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、岡山市地域生活支援事業補助金請求

書を市長に提出しなければならない。

(状況報告, 着手届及び完了届の免除)

第13条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業着手・完了届の提出は要しない。

(地域生活支援事業者の登録)

第14条 地域生活支援事業者の登録(以下「事業者登録」という。)の申請は,岡山市地域生活支援事業登録申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は,前項の申請があった場合において,登録を受けようとする者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは事業者登録を行うものとする。ただし,第2号及び第3号に掲げる要件のいずれにも該当する者で市長が特に必要と認めるものについては,第1号に掲げる要件に該当しない場合であっても,事業者登録を行う。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 指定重度訪問介護事業者等又は,指定特定相談支援事業者であること。

(3) 適切な重度障害者等就労支援事業の実施が可能であると認められること。

3 市長は,事業者登録を行うときは岡山市地域生活支援事業登録通知書により,事業者登録を行わないときは岡山市地域生活支援事業登録却下通知書により申請者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第15条 事業者登録を受けた者(以下「登録事業者」という。)は,当該事業者登録に係る事業所の名称,所在地その他の事項に変更があったとき,又は休止した重度障害者等就労支援の事業を再開したときは,当該変更又は当該再開があった日から10日以内に岡山市地域生活支援事業変更(廃止)届出書によりその旨を届け出なければならない。

2 登録事業者は,重度障害者等就労支援の事業を廃止し,又は休止しようとするときは,その廃止又は休止の日の1月前までに,岡山市地域生活支援事業変更(廃止)届出書によりその旨を届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第16条 市長は,補助金に係る予算の執行の適正を期するため,必要があると認めるときは,登録事業者若しくは登録事業者であった者(以下この条において「登録事業者等」という。)若しくは事業所の従業者若しくは従業者であった者に対し,報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め,若しくは出頭を求め,又は当該職員に關係人に対して質問させ,

若しくは登録事業者等の事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(事業者登録の取消し)

第17条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すものとする。

- (1) 事業者登録を受けることができる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 規則第20条の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されたとき。
- (3) 前条の規定による報告をしなかったとき、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示をしなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 登録事業者の従業者が、前条の規定により出頭を求められてこれに応じず、同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (5) 登録事業者が、不正の手段により第12条第2項の規定による事業者登録を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、重度障害者等就労支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(重度障害者等就労支援提供の決定)

第18条 登録事業者は、支給決定障害者等から重度障害者等就労支援の提供を求められたときは、その者の提示する受給者証によって、支給決定を受けたサービスの種類、支給量及び支給決定の有効期間等を確認するものとする。

2 登録事業者は、重度障害者等就労支援の提供を決定するに当たっては、利用しようとする者(以下「利用申込者」という。)の障害の特性に応じた適切な配慮をし、利用申込者に対し、第36条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、重度障害者等就労支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

3 登録事業者は、利用申込者との間に重度障害者等就労支援を利用するための契約が成立したときは、当該利用申込者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 重度障害者等就労支援を提供する事業所の名称、当該事業の経営者の名称及び主たる事

務所の所在地

- (2) 重度障害者等就労支援の内容
- (3) 利用者が支払うべき費用に関すること。
- (4) 重度障害者等就労支援の提供開始年月日
- (5) 重度障害者等就労支援に係る苦情を受け付けるための窓口

4 登録事業者は、前項の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(重度障害者等就労支援事業の基本取扱方針)

第19条 重度障害者等就労支援事業は、重度障害者等の就労の機会を拡大し、社会参加の促進を図るよう、当該重度障害者等の状態に応じて適切に提供されなければならない。

2 登録事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する重度障害者等就労支援事業の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 登録事業者が実施する重度障害者等就労支援事業の通常の事業の実施地域は、原則として、岡山市全域とする。

(重度障害者等就労支援事業の具体的取扱方針)

第20条 登録事業者の行う重度障害者等就労支援事業の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 重度障害者等就労支援事業の提供に当たっては、次条第1項に規定する重度障害者等就労支援計画に基づき、必要なサービスを適切に提供すること。
- (2) 重度障害者等就労支援事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 重度障害者等就労支援事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 重度障害者等就労支援事業の提供に当たっては、適切な設備、機材をそろえること。
- (5) 重度障害者等就労支援事業の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

2 登録事業者は、重度障害者等就労支援事業の実施に当たり、指定重度訪問介護事業等の人員、設備、運営基準その他法令の規定に抵触してはならない。

(重度障害者等就労支援計画の作成)

第21条 登録事業者の管理者は、重度障害者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、重度障害者等就労支援事業の具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等就労支援計画を作成しなければならない。

2 重度障害者等就労支援計画は、既に支援計画書が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 登録事業者は、重度障害者等就労支援計画の作成に当たっては、その内容について利用者に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 登録事業者は、重度障害者等就労支援計画を作成した際は、当該重度障害者等就労支援計画を利用者に交付しなければならない。

5 登録事業者は、重度障害者等就労支援計画の作成後、当該重度障害者等就労支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等就労支援計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する重度障害者等就労支援計画の変更について準用する。

(管理者)

第22条 登録事業者は、事業所に管理者を置くものとする。

2 事業所の管理者は、その従業員の管理及び重度障害者等就労支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

3 事業所の管理者は、当該事業所の従業員にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第23条 登録事業者は、正当な理由なく重度障害者等就労支援の提供を拒んではならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第24条 登録事業者は、従業員にその同居の家族である障害者等に対する重度障害者等就労支援の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第25条 登録事業者の従業員は、現に重度障害者等就労支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ当該登録事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(契約量の報告等)

第26条 登録事業者は、重度障害者等就労支援を提供するときは、当該重度障害者等就労支援の内容、利用者に提供することを契約した重度障害者等就労支援の量（以下「契約量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を当該利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 契約量の総量は、当該利用者に対し決定されている重度障害者等就労支援の支給量を超えてはならない。

3 登録事業者は、重度障害者等就労支援の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項を市に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第27条 登録事業者は、重度障害者等就労支援の利用について市が行うあっせん、調整及び要請並びに岡山県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し協力しなければならない。

(支給決定障害者等に関する市への通知)

第28条 登録事業者は、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって支給決定を受け、又は受けようとしていると認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第29条 登録事業者は、事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な重度障害者等就労支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の登録事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(重度障害者等就労支援事業の利用の申請に係る援助)

第30条 登録事業者は、支給決定障害者等以外の者から重度障害者等就労支援事業の利用の申込みがあったときは、当該者に対し速やかに重度障害者等就労支援の提供が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 登録事業者は、重度障害者等就労支援の提供が支給決定障害者等に係る有効期間の満了により終了しないように、市が行う重度障害者等就労支援の支給決定に係る標準的な期間を考慮し、当該支給決定障害者等に対し、有効期間の更新等に関し必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第31条 登録事業者は、重度障害者等就労支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第32条 登録事業者は、重度障害者等就労支援を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 登録事業者は、重度障害者等就労支援の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第33条 重度障害者等就労支援事業の従業者は、身分を証する証票を携行し、初めて支給決定障害者等を訪問するとき及び支給決定障害者等から求められたときは、これを提示しなければならない。

(サービス提供の記録)

第34条 登録事業者は、重度障害者等就労支援を提供した際は、当該重度障害者等就労支援の提供日、内容その他必要な事項を、重度障害者等就労支援の提供の都度記録しなければならない。

2 登録事業者は、前項の規定による記録に際しては、利用者から重度障害者等就労支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第35条 登録事業者は、重度障害者等就労支援に要する費用のうち、第11条第2項に規定する利用者負担額を利用者から支払を受けるものとする。

2 登録事業者は、利用者から第1項に規定する利用者負担額その他の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。

3 登録事業者は、第1項に規定する利用者負担額以外の費用の支払を受けるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(登録事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第36条 登録事業者は、金銭の使途が直接利用者の便益を向上させると認められるものであって、かつ、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限り、利用者に対し金銭の支払を求めることができる。

2 登録事業者は、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について書面によって明らかにするとともに、説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第37条 登録事業者は、重度障害者等就労支援提供事業所ごとに、次の各号に掲げる重度障害者等就労支援事業の運営についての重要事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 重度障害者等就労支援の内容及び利用者から受領する費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(掲示)

第38条 登録事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第39条 登録事業者は、適切な重度障害者等就労支援を提供できるよう、重度障害者等就労支援事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 登録事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第40条 登録事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 登録事業者は、重度障害者等就労支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努

めなければならない。

(秘密の保持)

第41条 重度障害者等就労支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 重度障害者等就労支援事業所は、他の登録事業者等に対して、利用者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第42条 登録事業者は、重度障害者等就労支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、重度障害者等就労支援事業所に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(苦情解決)

第43条 登録事業者は、その提供した重度障害者等就労支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 登録事業者は、その提供した重度障害者等就労支援に関し、第15条の規定により市が行う報告、文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは重度障害者等就労支援事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第44条 登録事業者は、利用者に対する重度障害者等就労支援の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 登録事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 登録事業者は、利用者に対する重度障害者等就労支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第45条 登録事業者は、重度障害者等就労支援事業所ごとに経理を区分するとともに、重度障害者等就労支援に係る事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第46条 登録事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 登録事業者は、利用者に対する重度障害者等就労支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 重度障害者等就労支援計画(第21条関係)

(2) 支給決定障害者等に関する市への通知に係る記録(第28条関係)

(3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録(第34条関係)

(4) 補助金、利用者負担額その他の収入等に関する請求及び受領等の記録(第35条及び第36条関係)

(5) 勤務の体制等の記録(第39条関係)

(6) 苦情の内容等の記録(第43条関係)

(7) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録(第44条関係)

(様式)

第47条 第4条、第6条、第7条第2項、第12条第1項及び第3項、第14条第1項及び第3項並びに第15条に定める書類の様式は、岡山市において実施する地域生活支援事業において用いる様式の例によるものとする。

(その他)

第48条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 施行日前においても、この要綱第4条の規定に基づく支給決定及び第14条の規定に基づく事業者の登録に関し必要な手続を行うことができる。

別表 1 (第 4 条関係)

通知書及び受給者証 の記載事項	支給決定障害者等の氏名、居住地及び生年月日
	当該支給決定に係る障害者等が障害児である場合には、当該障害児の氏名及び生年月日
	交付の年月日及び受給者証番号
	支給量（支給決定を行った時間数をいう。）
	支給決定の有効期間
	障害支援区分

別表 2 (第 10 条関係)

重度障害者等が支給決定を受けている障害福祉サービス	重度障害者等就労支援事業補助金
重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）（以下、「報酬告示」という。）別表第 2 に規定する重度訪問介護サービス費の単位
同行援護	報酬告示別表第 3 に規定する同行援護サービス費の単位
行動援護	報酬告示別表第 4 に規定する行動援護サービス費の単位
※詳細は別に作成する「岡山市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業ガイドライン」に規定する。	